

# 会津若松市議会政策討論会

## 議会制度検討委員会 中間総括



平成 29 年 8 月 9 日

政策討論会 議会制度検討委員会

委員長	横	山	淳
副委員長	高	梨	浩
委員	小	倉	孝太郎
委員	原	田	俊 広
委員	阿	部	光 正
委員	鈴	木	陽
委員	土	屋	隆
市民委員	後	藤	涼 子
市民委員	高	橋	壯 治

## 【目次】

第1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第2	議会制度検討委員会の具体的テーマ設定	・ ・ ・ ・ 1
	(1) 前期議会制度検討委員会からの申し送り事項	
	(2) 問題分析のための具体的テーマの設定	
第3	専門的知見の活用	・ ・ ・ ・ 2
第4	テーマ別検討経過	
	第1テーマ：議会活動及び議員活動の見える化の推進	・ ・ ・ ・ 3
	(1) 調査研究の経過	
	(2) 委員間討議による意見の集約	
	第2テーマ：あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件 整備である議員定数及び議員報酬のあり方	・ ・ ・ ・ 5
	■ <u>議員定数のあり方の検討</u>	
	(1) 調査研究の経過	
	(2) 委員間討議による意見の集約	
	■ <u>長期欠席議員に係る議員報酬のあり方の検討</u>	・ ・ ・ ・ 9
	(1) 調査研究の経過	
	(2) 委員間討議による意見の集約	
第5	次期委員会への申し送り事項	・ ・ ・ ・ 18
第6	これまでの調査研究に係る経過一覧	・ ・ ・ ・ 20
	参考資料	
	議員定数のあり方の検討の際に活用した資料	・ ・ ・ ・ 22
	長期欠席議員に係る議員報酬のあり方の検討の際に活用した資料	・ ・ ・ ・ 29

## 第1 はじめに

政策討論会議会制度検討委員会（以下「議会制度検討委員会」という。）では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について、前期議会からの申し送り事項を踏まえながら、問題分析のための具体的テーマを設定し、また市民目線での率直な意見や議会・議員活動等に対する批判的意見も含め忌憚のない意見を頂くため、公募による2名の市民委員を選任し、共に政策研究に取り組んできた。今般の中間総括においては、第1に、議会制度検討委員会における具体的な調査研究テーマについて示すとともに、第2に、テーマ別の検討経過、第3に、次期委員会へ申し送るべき今後の調査研究事項について示し、当分科会の中間総括とするものである。

## 第2 議会制度検討委員会の具体的テーマ設定

### (1) 前期議会制度検討委員会からの申し送り事項

平成27年8月11日に開催された各派代表者会議において、前期議会制度検討委員会からの申し送り事項について確認がされた。

前期議会制度検討委員会からは、「地方分権の進展により、人口減少、少子高齢化問題などをはじめ地域にある多種多様な問題への対応を求められる中であって、本市議会は今後も不断の議会改革に取り組み、さらにはこれらを踏まえた政策づくりを推進することにより、時代の要請に応え、市民福祉の向上に寄与しうる成果を継続的に市民の皆様に届けていく必要がある。

そのためには、議会活動や議員活動のあり方、市民との情報共有のあり方、さらには、議会活動や議員活動を支える議員定数・議員報酬のあり方などについて、引き続き議会として検討していくことを念頭に、次の事項について、市民の皆様とも情報共有を図りながら、さらなる議論を深めていく必要がある。」との申し送りがあり、具体的には以下の5点について示されたところである。

#### 【前期議会制度検討委員会からの申し送り事項】

- 1 議会活動の計画的推進のあり方
- 2 市民参加機能の充実
- 3 議会活動や議員活動の見える化の推進
- 4 議会（議員）評価のあり方の検討
- 5 議員定数・議員報酬のあり方の検討

## (2) 問題分析のための具体的テーマの設定

議会制度検討委員会では、申し送り事項を踏まえつつ、割り振られた討論テーマである「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について問題分析をするための具体的テーマの協議検討を行った。

協議検討の結果としては、本市議会が二元代表制の一翼として、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上、公正で民主的な市政への発展に寄与するために、さまざまな視点から議会活動のさらなる見える化を進め、市民の議会への理解を促すとともに、市民とのコミュニケーションを促進することにより、市民とともに歩み「課題解決」を図る議会を実現していくこと、また市民の負託にこたえ得る適切な議員定数や議員報酬のあり方について模索していくこと、これら2点を優先して検討していくことが重要であるとの共通認識が図られ、問題分析のための具体的テーマとして、以下のとおり設定したところである。

### 【具体的テーマ】

- ① 議会活動及び議員活動の見える化の推進
- ② あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備である議員定数及び議員報酬のあり方

## 第3 専門的知見の活用

議会制度検討委員会では、具体的検討を始めるきっかけとして、議会が市民福祉の向上に寄与することが求められる中で、二元代表制の役割を踏まえ、機関として機能することの意義・必要性、議会基本条例の理念を具現化しうる取り組みを着実に推進していく上で押さえるべき要点、議員報酬や議員定数のあり方を検討する際に留意すべき点などについて理論的かつ具体的な考え方を学ぶため、以下のとおり政策研究セミナーを開催したところである。

### ア) 政策研究セミナー

テーマ：市民の負託に応え得る議会活動のあり方

講師：山梨学院大学 法学部 江藤 俊昭 教授

開催日：平成28年3月24日（木）午前9時30分～正午

### 【概要】

- ・ 議会には、地方自治法第96条に基づき、驚くべき権限を与えている。条例、予算、決算、主要な計画、執行権限などを議決しなければなら

ない。改めて、議員として議決責任を自覚すべき。

- ・ 議会は、住民に開かれ住民参加を促進し、首長とも切磋琢磨し、議会の存在意義である議員同士の討議と議決を重視することが重要である。これを整理したのが議会基本条例である。
- ・ 議会は、議会と住民の間で正の連鎖（可能性）を起こすような不断の取り組みを行うことが重要である。正の連鎖とは、議会としては、議決責任を自覚し、新たな課題の解決に果敢に挑戦するために、新たな議会を創り出す。また、そのための条件（議員定数・報酬等）を整備する必要を住民とともに議論する。住民としては、議会の見える化の推進、住民との意見交換など住民と歩む議会の姿勢によって、住民の福祉向上のために活動する議会・議員を知る。問題もあるが、議会が住民に寄り添おうということを実感する。この連鎖が重要である。
- ・ 議員定数及び議員報酬を議論する際に重要な視点としては、新しい議会運営、議会力アップの視点は不可欠であり、また住民自治を充実させるための条件として議論することが重要である。

## 第4-1 テーマ別検討経過

### 第1テーマ：議会活動及び議員活動の見える化の推進

#### (1) 調査研究の経過

本テーマについては、議会への市民の理解や参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報とはどのようなものか絶えず検討し、市民にわかりやすく説明するなど議会活動のさらなる見える化に努める必要があるとの申し送り事項を踏まえ、調査研究のテーマに設定し議論を開始した。

#### (2) 委員間討議による意見の集約

##### ① 議会活動の見える化を進めるための考え方

「議会活動の見える化」の捉え方については、これまでも議会活動を映像配信等により可視化する外面的な見える化と、議会活動のあり方を明らかにし、双方向的なコミュニケーション、例えば市民との意見交換会などを通して、議会活動への市民の理解を促進する内面的な見える化の必要性を確認してきた。その上で、外面的な見える化の必要性を認識しつつも、その前提と

して、議会活動の活性化等により、市民福祉の向上に寄与しうる成果を市民に絶えず届けていくことを通して、市民の議会への興味、関心や期待感などを醸成していく（内面的な見える化を図る）ことがより重要であるとの認識に至ったところである。

このような認識のもと、改めて議会活動の見える化を進めるために必要な考え方を委員間討議により整理し、以下のとおりまとめたところである。

### 【議会活動の見える化を進めるための考え方】

- i 市民にとって議会が身近でわかりやすい存在になる（信頼関係の構築）  
→議員個々の活動を通じた市民とのコミュニケーション  
→議会活動を通じた市民とのコミュニケーション（意見交換会等）
- ii 議員個々の活動を前提に二元代表制の一翼としての役割を果たす  
→行政の監視など機関としての権能を発揮し、対峙する（善政競争）  
※そのためには環境づくりも必要；議会改革
- iii 議会活動を市民の暮らしの改善につなげる（成果、市民福祉の向上）  
→湊地区水資源問題、政策討論会の活動、請願・陳情への対応

## ② 議会活動の見える化を進めるための手法

議会制度検討委員会では、議会活動の見える化を進めるために必要な考え方を整理し、これらを地道に繰り返し、不断の努力を続けることが、結果として議会活動の見える化につながることを確認したところである。

なお、市民との情報共有を図るための手法の1つとして「見て 知って 参加するための手引書（議会白書）」の作成・活用が有効であるとの認識に至ったことから、発行に向けた具体的協議を行い、以下のとおり発行した。



### 【発行概要】

- 発行日 平成 28 年 9 月
- ページ数 28 ページ（4 色カラー）
- 発行部数 53,000 部
- 配布箇所 市内全世帯、公民館、コミュニティセンター、小学校 23 校、中学校 13 校、高等学校 9 校、記者クラブ、その他関係機関
- 発行経費 1,439,013 円（税込）
- 単価 27.15 円/1 冊

## 第4-2 テーマ別検討経過

### 第2テーマ：あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備で ある議員定数及び議員報酬のあり方 ～議員定数のあり方の検討～

#### (1) 調査研究の経過

##### ① 調査研究の進め方

本テーマについては、市民の負託にこたえ得る適切な議員定数や議員報酬のあり方について模索していくことが必要であるとの申し送り事項を踏まえ、調査研究のテーマに設定し議論を開始した。

なお問題分析に当たり、議員定数と議員報酬については、それぞれ議論を分けて調査研究することを前提とし、また平成28年度中に「特別職報酬等審議会」が開催されていることを踏まえ、議論・検討の優先順序として、議員定数のあり方から調査研究を開始したところである。

##### ② 前期議会制度検討委員会の議論の振り返り

議会制度検討委員会では、議員定数を考える上で、まずは前期議会制度検討委員会（H23～H27）の議論の経過を踏まえることが重要であると考え、まとめられた最終報告書を活用しながら、その振り返りを行った。

なお、前期議会制度検討委員会における議員定数についての主要な論点及び集約が図られた考え方は以下のとおりである。（抜粋1及び2参照）

○議員定数を考える上での主要論点（平成27年6月25日最終報告書 抜粋1）

議員定数については、「目指すべき議会像を実現するための条件整備」として位置づけてきた・・・（中略）

「当市議会の志向する協働型議会における機能（民意吸収機能、監視機能、政策立案機能）を高めるためには、議員定数がどうあるべきか」といった視点から、3つの機能別に論点を設定し、検討したところである。

また、検討に当たっては、議員定数を目指すべき議会の機能を担う「議会の資源」の一つとして捉え、・・・（中略） 検討したところである。

○議員定数に係るまとめ（平成27年6月25日最終報告書抜粋2）

多様な市民の代表として、議員が市民福祉の向上に寄与していくためには、現行の定数を維持していくべきであるとの考えで、一定の集約が図られたものである。

### ③ 今期議会制度検討委員会における論点の設定

議会制度検討委員会では、最終報告書の振り返りを行った上で、改めて議員定数のあり方について委員間討議を実施した。委員間討議では、以下1から4に掲げた認識を共有し、その結果、議員定数を議論する際の重要な論点、議論の出発点として、i) 執行機関の取り組みを監視するために必要な委員会数、ii) 1委員会 で充実した討議をするための人数、以上2点が今後の議員定数を考える際の重要な論点になるとの合意形成が図られた。

#### 【委員間討議で共有した認識】

1. 自治体の議員定数に法律上の基準はない。本市議会は委員会に議案が付託され、そこで実質審議を行った上で、採決後、本会議にまわされる。いわゆる委員会中心主義を採用している中、その中心となる委員会数や討議人数を改めて考えることは重要である。
2. 前回の最終報告書では、討議人数は7、8人が妥当との意見があったが、この根拠を改めて考えることは重要である。
3. (討議人数) × (常任委員会数) + (議長) = (議員定数) との図式が浮かびあがるが、現在の4常任委員会数が妥当なのか改めて考えることは重要である。
4. 本市議会の委員会の事務所管等を、改めて考えることは重要である。

### ④ 委員会数、討議人数を議論する際に考えるべき要素

議会制度検討委員会では、議員定数を議論する上で、委員会数及び委員会の討議人数が今後の重要な論点となる旨を確認した。

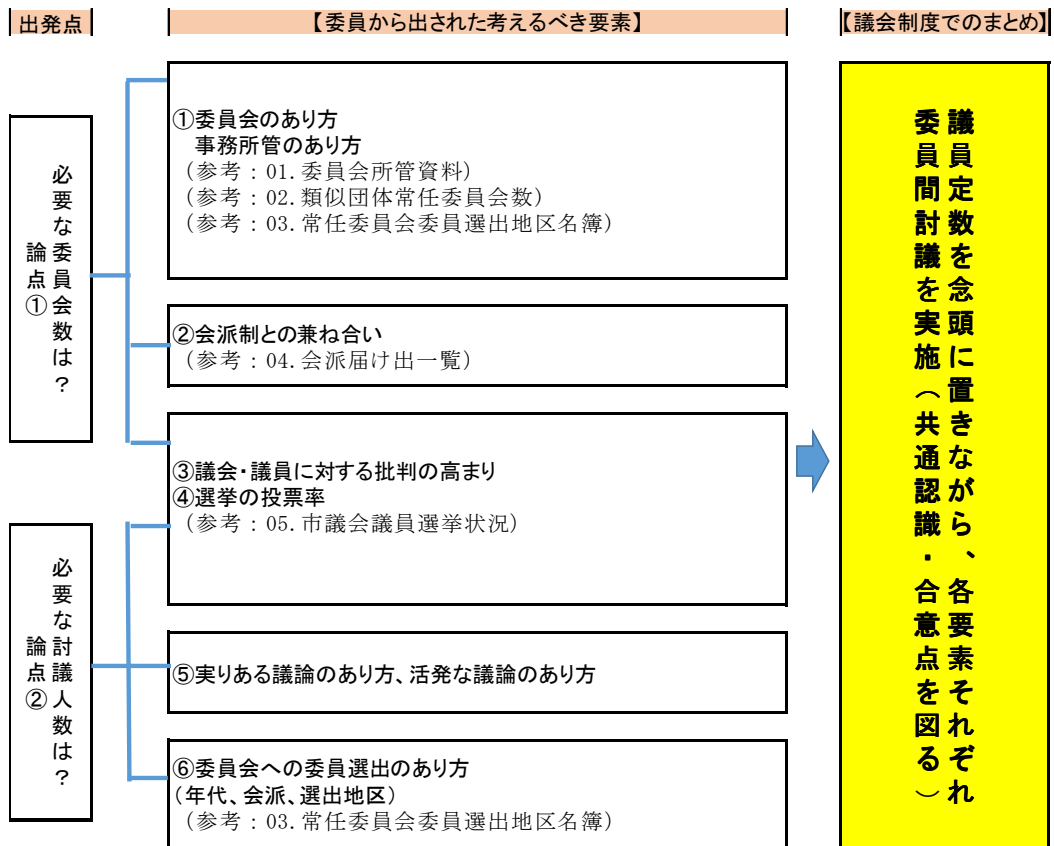
その後、それぞれの論点において、具体的にどのような視点・要素を踏まえながら議論をするべきか、委員間討議を重ねた。その結果、1. 委員会のあり方、事務所管のあり方、2. 党派制との兼ね合い、3. 議会・議員に対する批判の高まり、4. 選挙の投票率、5. 実りある議論のあり方、活発な議論のあり方、6. 委員会への委員選出のあり方などの視点・要素を十分に踏まえながら検討すべきであるとの意見が出された。

そのため、これらの意見を踏まえ、図1 (P 7) のとおり議論体系を整理し、これら体系に沿って、議論を進める旨を確認したところである。

また、検討に当たり P23～P28 の資料を活用し議論を進めた経過にある。



【図 1：議論体系図】



## (2) 委員間討議による意見の集約

議会制度検討委員会では、議員定数を議論する際の議論体系（図 1 参照）を整理し、この体系に沿って委員間討議による意見の集約を行った。

各委員から示された具体的な意見については、P 8 に記述したとおりであり、これらの意見を集約した最終的な結論としては以下のとおりである。

### 【委員間討議の結論】

1. 委員会の討議人数については、最低でも 7～8 人がベターであることを踏まえれば、**議員定数の増減を考える際には、最終的に具体的な委員会の見直し（3 委員会制か現状維持か）**が重要な論点、検討議題となる。
2. 議員としての役割が果たせるような**委員会制を考える必要がある。**

なお、委員会の見直し等そのあり方については、議会運営委員会の所管事項であることから、現在、議会運営委員会において具体的な委員会の見直し（3 委員会制か現状維持か）についての協議が行われている。

【出発点】

必要な  
論議点  
①

【委員から出された考えべき要素】

①委員会のあり方  
事務所管のあり方  
(参考：01. 委員会所管資料)  
(参考：02. 類似団体常任委員会  
数)  
(参考：03. 常任委員会委員選出地  
区名簿)

必要な  
論議点  
②

②会派制との兼ね合い  
(参考：04. 会派届け出一覧)

必要な  
論議点  
③

③議会・議員に対する批判の高まり  
④選挙の投票率  
(参考：05. 市議会議員選挙状況)

必要な  
論議点  
④

④議会のあり方  
活発な議論のあり方

必要な  
論議点  
⑤

⑤議員選出のあり方  
(参考：03. 常任委員会委員選出地  
区名簿)

【委員会討議での意見～現状認識～】

○委員会で討議人数については最低でも7～8人がベターであると考え、議員定数の削減を考える際に最終的には委員会の見直しを検討する必要があると考え。

○所管事務について、文教厚生委員会には確かに多い。他の議会では産業経済委員会、建設委員会について産業建設委員会としている議会もあるため、検討する必要がある。仮に3委員会制で、討議人数が7～8人であれば、定数削減等も踏み込めるし、議決において大切な委員間討議も保障されるのではない。

○文教厚生委員会委員として、現状の事務所管が多いからといって特に問題があるとは思っていない。あえて言えば、文教は、市民生活、教育、健康主に3つの分野があるが、互いに連携しているため、仮に分けるとなれば逆に審議できにくいケースもあると考え。例)市民センターと公民館など

○なお事務所管が多いことで関連を持って審議できるため逆に議論が進むケースもあると考えられる。

○その他の委員会で真摯な議論が行われていることを踏まえれば、4委員会制について特に問題はないと考える。

○現状の4委員会制については、2つの委員会審査を交互に行っているため、審査のない日に議員がその気になれば、所属委員会以外の審査を傍聴することが可能である。仮に3委員会制にして、かつ同日開催とすれば、他の委員会を傍聴できなくなるので、監視機能は弱くなるのではない。

○3委員会制にした上で時間配分を工夫するなどできるのではないかと。

○正式会派は3人以上となり、委員会数が多くなればなるほど、少数会派は委員会に委員を選出できなくなり、養分に加われないと前回発言した。しかしこの点は、議員が他の委員会を傍聴し審議状況を見たり工夫すれば事足りる。よって会派制との兼ね合いについては、議員定数を考える際にはあくまで2次の必要と考える。

○以前との違いとして、地方議会・議員に対する批判が高まっている。

○H28.11月の意見交換会を終えて、定数が多いとの意見も多く出たが、維持でもとの意見も出た。しっかりと議員としての仕事をすることを望む声があった。

○議員視点で見れば30人の定数は決して多いとは思わない。また意見交換会5班6人体制は理想的だと思う。しかし、前回の選挙の投票率を鑑みれば、定数が多い、削減を望む市民の声があることは確かであると感じざるを得ない。市民の意向を踏まえれば、定数削減も検討するべきかなという気がする。

○選挙の投票率がある意味で市民の意思の表れだと、投票率に表れたあとの声を議会としてどう対応するか。

○字職経験者の意見を踏まえれば、討議人数については最低でも7～8人いなければ議論は成り立たない。

○所属委員会以外の委員会の審査・傍聴機会を確保することが、いいては議員個人の勉強や実りある議論にもつながるのでないか。

○多様・多様な意見、異なる意見が尊重されるよう努めなければならぬ。

○議員同士で研鑽しあうことが重要である。

○討議人数や議員定数を考える際に、委員・地区選出のあり方については考える必要性はない。

現時点の各委員共通認識

① 議員定数を考える際には、委員会数、事務所管などより具体的な議論を進める必要がある。

② 委員会数を考える際には、その弊害(傍聴機会の確保の課題)を考える必要がある。

③ 1委員会最低でも7～8人の委員がいなければ、活発な議論は出来ない。

④ 討議の前提として、議員としての役割を異たすとともに、多様な意見が尊重されなければならぬ。

議会制度検討委員会の現時点の共通認識  
合意点

① 委員会の討議人数について最低でも7～8人がベターであることを踏まえれば、議員定数の増減を考える際には、最終的に具体的な委員会の見直し(3委員会制か現状維持か)が重要な論点、検討課題となる。

② 議員としての役割が果たせるような委員会制を考える必要がある。

(参考：06. 類似団体事務所管)

## 第4-3 テーマ別検討経過

### 第2テーマ：あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備である議員定数及び議員報酬のあり方

#### ～長期欠席議員に係る議員報酬のあり方の検討～

#### (1) 調査研究の経過

##### ① 調査研究の背景

平成28年11月21日に開催された11月臨時会において、「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」が可決された。

この条例は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留等の処分を受けた際の「議員報酬の支給停止」を定めたものである。

なお当該条例の検討に当たっては、議長から議会運営委員会に諮問され、また、その答申の中で「病気等のために長期にわたり議員活動ができない場合についての（議員報酬の）規定は、議員活動のあり方に深く関わりがあることから、今後、議会制度検討委員会において調査研究されたい。」旨の意見が付されたところである。このような経過を踏まえ、議長から「長期欠席議員に係る議員報酬の取り扱いについて」議会制度検討委員会に検討依頼があったことから、そのあり方について、先行して調査研究を開始した経過にある。(参考資料P30 参照)

##### ② 長期欠席議員を取り巻く課題

###### ア) 北九州市の事例（引用）

北九州市の市議が、病気を理由に約2年4カ月間、議会をすべて欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当、計約3,250万円が支払われていたことが分かった。市議会からは、長期欠席した場合に報酬を減額する条例改正を検討すべきだとの意見が出ている。

⇒ 全国の市・町・村議会でも同様の事例が有。

###### イ) 上記事例が発生する原因

疾病その他の理由により長期間市議会の会議を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法（第199条の2）に規定される寄附行為に該当するため、禁止されている。(参考資料P31

参照)

また、辞職等をしない限り議員としての身分が保障（※参照）されること、議員報酬の減額その他支給のあり方等について規定する法令もないことから上記事例が発生する。

**※参考：議員の身分の保障**

議員としての身分は、当選人の告示が行われた日から発生し、下記の事由がなければ、その身分は保障される（失職しない）。

**身分の喪失事由は以下のとおり ※当然、病気等による喪失事由はない**

- ① 任期の満了 ② 議員の辞職 ③ 死亡
- ④ 懲罰による除名（地方自治法第 135 条第 1 項第 4 号）
- ⑤ 被選挙権の喪失（地方自治法第 127 条、公職選挙法 11 条）
- ⑥ 兼職を禁止された職への就職（地方自治法第 92 条）
- ⑦ 兼業禁止規定への抵触（地方自治法第 92 条の 2、127 条）
- ⑧ 選挙の無効又は当選の無効の確定（地方自治法 128 条、公職選挙法）
- ⑨ 住民による議員の解職請求（地方自治法第 83 条）
- ⑩ 住民による議会の解散請求（地方自治法第 78 条）
- ⑪ 不信任議決に基づく長による議会の解散（地方自治法第 178 条）
- ⑫ 議会の自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法）
- ⑬ 配置分合による議会の消滅

ウ) 本市の議員報酬等に関する条例について

本市の議員報酬については、「会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例」により規定されているが、長期欠席議員に係る取り扱いについては規定されていない。そのため仮に、本市議会で議員の長期欠席等が発生した際には、議員報酬は支払われ続けることになる。（参考資料 P32 参照）

**③ 議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲についての確認**

議会制度検討委員会では、上述した背景や課題を認識し、まずは前々期、前期議会制度検討委員会で整理した議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲等について、最終報告書を活用しながら委員間で確認をした。

その上で、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例を制定する必要があるのか委員間討議を行ったところである。

～以下最終報告書による確認事項～

ア) 議員報酬

「議員報酬」とは、非常勤の特別職に対する「報酬」と同様に、一定の

役務の対価として与えられる反対給付（「反対給付」とは、一定の役務の提供（ここでは議員の活動）に対する対価（議員報酬）の支給を意味する。）である。（平成22年12月2日最終報告書抜粋）

## イ) 議員の職責

議員の職責については、会津若松市議会基本条例第3条で議員の活動原則を規定しているが、その内容がとりもなおさず議員の職責につながるものであり、議員間の自由な討議を通じ、市民意見を的確に把握するとともに、市民全体の奉仕者として活動することを目指さなければならないことを確認した。（平成22年12月2日最終報告書抜粋）

### 【会津若松市議会基本条例第3条】

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

## ウ) 議会活動の範囲 ～平成22年12月2日最終報告書抜粋～

本市議会における議会活動の範囲は次のとおりである。

### (1) 会津若松市議会における「議会活動」の定義・範囲のリスト（現状）

#### ◆A領域 「会議・委員会」（地方自治法第96条～第102条の2）

- ① 本会議 ★全議員
- ② 常任委員会（4委員会）★全議員
- ③ 特別委員会（決算）
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣（福島県市議会議長会研修会等）★全議員

#### ◆B領域 「協議又は調整の『場』」

（地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含め得る「場」）

- ⑥ 議員全員協議会★全議員
- ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例
- ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例
- ⑨ 常任委員会協議会（4委員会）★全議員
- ⑩ 政策討論会（4分科会）★全議員 ※議会基本条例
- ⑪ 政策討論会（全体会）★全議員 ※議会基本条例
- ⑫ 政策討論会（議会制度検討委員会） ※議会基本条例
- ⑬ 市民との意見交換会（地区別）★全議員 ※議会基本条例
- ⑭ 市民との意見交換会（分野別）★全議員 ※議会基本条例
- ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例

「会津若松市議会会議規則に規定」  
平成20年9月定例会一部改正

## (2) 委員間討議による意見の集約

### ① 条例制定の必要性について

議会制度検討委員会では、これまで整理してきた議員報酬、議員の職責、議会活動の範囲を踏まえた上で、長期欠席議員に係る議員報酬等の減額条例を制定する必要があるのかどうか委員間討議を行った。その結果は、以下とおりである。

長期欠席議員に係る報酬の減額条例を制定すべき	長期欠席議員に係る報酬の減額条例は慎重に審議すべき
<p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長期欠席により議員の職責や議会活動を遂行できなくなった際に、やはり議員報酬を100%満額で支給すべきではないと思う。減額率など慎重に考え、条例は必要だという認識のもと具体的な話を進めていくべき。</li> <li>●条例はあってしかるべき。あることで市民は納得する。確認した議員の職務・職責を踏まえながら、減額条例を制定する方向で議論すべき。</li> <li>●長期間休んで報酬が満額支払われることはどうなのかと考える。ただ、色々な長期欠席のケースがあると思う。減額ありきではなく具体的に考え、必要かどうか判断すべき。他市の事例も参考にしながら検討すべき。</li> <li>●根本的には条例は必要ないと思っているが、市民感情に現実的にあわないのであれば、他市の状況などを踏まえながら、具体的に検討し整理しても良いのではないかと。</li> <li>●万が一の事態を想定して条例を設けていることが重要。減額となった報酬が回りまわって市民のためになるというプラスの発想で今後議論を進めるべき。</li> </ul>	<p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法改正で「報酬」ではなく「議員報酬」になった意義は重いと考える。その点で言えば、長期欠席であったとしても、議員報酬は満額支払われるべき。</li> </ul>
<p><b>【討議結果】</b></p> <p>議員報酬は一定の役務の提供（議員の活動）に対する対価（議員報酬）であること。また、本会議や政策討論会、市民との意見交換会などのさまざまな議会活動を通じて、議員の職責が果たせることを踏まえれば、短期間ではなく長期間欠席した際の議員に係る議員報酬の取り扱いについては、減額の必要性を認識し、他市の条例を参考に具体的に条例制定（案）について検討していくべきことを確認した。</p>	

## ② 他市の事例を参考とした具体的な検討

### ア) 他市事例の選定

長期欠席議員に係る議員報酬については、委員間討議により、「他市の条例を参考にし、具体的に条例制定（案）について検討していくべき」との合意形成が図られたところである。

そのため、他市の条例として、施行期日（平成 25 年～平成 28 年）や条例規定の違いなどを勘案し、4 市を選定、逐条的に比較、検討しながら、本市としての長期欠席議員にかかる議員報酬の減額条例（案）について検討した経過にある。（参考資料 P 33～P 36 参照）

なお、参考とした他市の条例と主な検討項目は以下のとおりである。

#### 【参考とした市】

- ①神奈川県小田原市（H25. 3. 29 施行）
- ②愛知県日進市（H26. 5. 16 施行）
- ③愛知県知多市（H27. 3. 24 施行）
- ④岐阜県多治見市（H28. 3. 24 施行）

#### 【検討項目】

- ① 条例の趣旨
- ② 長期欠席の定義・理由
- ③ 欠席とみなす会議の範囲
- ④ 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無
- ⑤ 減額開始となる日数と減額率
- ⑥ 期末手当の取り扱い
- ⑦ 適用除外の考え方
- ⑧ 委任
- ⑨ その他疑義の取り扱い

### イ) 具体的な検討結果まとめ

条例（案）を検討する前提としては、平成 28 年 11 月 22 日に施行された「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」、いわゆる逮捕・拘留等における議員報酬の支給停止を定めた条例を改正するイメージのもと、各項目について検討した経過にある。

なお、検討項目ごとの討議結果については P 14 から P 17 のとおりである。

【具体的検討結果まとめ】

検討項目	討議結果
(1) 条例の趣旨	<p>議員報酬等の減額条例の制定に当たっては、市議会の活動を長期間欠席した議員が、議員の職責を果たし、市民の信頼を得ることができるのかといった点を考えることが重要である。</p> <p>よって、<b>条例の趣旨は、議員の職責、市民の信頼の確保に鑑みるといった精神を条例（案）に盛り込むべき</b>である。</p>
(2) 長期欠席の定義・理由	<p>他市の事例を見れば、長期欠席の定義として「自己都合」「本人の意思によるか否かにかかわらず」と言った表現が規定されている。このような規定については、極めて曖昧であり、ストレートな表現を規定することが市民への説明に当たり明確であると考ええる。</p> <p>よって、<b>長期欠席の定義・理由は、療養、長期不在といった明確な表現を条例（案）に盛り込むべき</b>である。</p>
(3) 欠席とみなす会議の範囲	<p>これまで議会活動の範囲としてA領域、B領域に記載した各種会議を本市議会における議会活動の範囲として定義した経過にある。</p> <p>よって、<b>欠席とみなす会議の範囲は、これまでの経過を踏まえA領域、B領域の会議を対象とし、条例（案）に盛り込むべき</b>である。</p>
(4) 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無	<p>長期欠席の事例が生じた場合、起算日（及び終了日）の判断・決定、また病状等の把握をするためには、欠席届及び復帰届、さらには医師の証明書を求めることが適当であると考ええる。</p> <p>また、議員本人が届け出ることが出来ない場合も想定されるため、親族による代理届についても規定することが適当である。</p> <p>よって、<b>届出の有無は、届け出ることを基本とし条例（案）に盛り込むべき</b>である。</p> <p>なお討議の中で、仮に届出日以前から議会の会議を欠席していた場合の取り扱いについてどうすべきか協議が行われた経過にある。当該取り扱いについては、「<b>届出日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日</b>」の規定を条例（案）に盛り込むべきであるとの考えをまとめ起算日の判断とした。</p>



検討項目	討議結果								
<p>(5) 減額開始となる日数と減額率</p>	<p>減額開始となる日数及び減額率については、他市の事例を見ても、考え方に統一性はない。そのため以下の討議を踏まえ、考えをまとめたところである。</p> <p>●減額開始日数</p> <p>一部市民委員からは、長期欠席の期間が180日を超えた際に減額しても良いのではとの意見があったが、<b>おおむね各委員からは90日との意見が示された</b>ところである。</p> <p>【理由】</p> <p>①議員が迎える1つの定例会の期間としては、準備期間から最終本会議、議決結果の報告までといった期間を勘案すれば、おおよそ3ヶ月、90日間と考えられる。</p> <p>よって、90日間以上欠席せざるを得ない場合は、議員の職責、市民への信頼の確保に鑑み、それ以降の議員報酬についての減額は妥当ではないか。</p> <p>②180日間とした場合、おおよそ6ヶ月間の周期で支給される期末手当に影響が出ないケースも想定される。</p> <p>●減額率</p> <p>多治見市の事例においては、長期欠席期間が365日を超えた際は100分の100減額する規定となっている。</p> <p><b>100分の100の規定については、長期欠席といえども議員の身分があることを踏まえ、規定すべきではないとの意見が示された</b>ところである。なお、減額率については、他市の事例、市職員の休職の際の例を勘案し、考えをまとめたところである。</p> <p>★以下、減額開始日数及び減額率</p> <table border="1" data-bbox="555 1738 1377 2042"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1738 1137 1805">長期欠席の期間</th> <th data-bbox="1137 1738 1377 1805">減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1805 1137 1888">90日を超え180日以下であるとき</td> <td data-bbox="1137 1805 1377 1888">100分の20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1888 1137 1966">180日を超え365日以下であるとき</td> <td data-bbox="1137 1888 1377 1966">100分の30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1966 1137 2042">365日を超えると</td> <td data-bbox="1137 1966 1377 2042">100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	長期欠席の期間	減額割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の20	180日を超え365日以下であるとき	100分の30	365日を超えると	100分の50
長期欠席の期間	減額割合								
90日を超え180日以下であるとき	100分の20								
180日を超え365日以下であるとき	100分の30								
365日を超えると	100分の50								

検討項目	討議結果						
	<p>(参考：市職員の場合)</p> <p>90日（事由により180日）を超え休職1年未満 100分の20減額 休職1年以上 給与不支給（※）</p> <p>※休職1年以上を超えた際は、共済掛け金を支払っている共済組合から傷病手当金が支給される。</p> <p>● 傷病手当金の算定式 (標準報酬日額×2/3×月支給日数)の計算により最大1年6ヶ月支給される。</p>						
(6) 期末手当の取り扱い	<p>期末手当の取り扱いについては、他市の事例、先の特例条例（逮捕・拘留）により規定した基準日以前6月といった考え方の整合性を勘案し、<b>基準日前6月以内の期間に減額される月がある（あった）場合、長期欠席期間に応じて、議員報酬と同様の減額率を乗じて得た額を減額して支給する</b>との考えをまとめたところである。</p> <p>なお、基準日前6月以内の期間に減額割合が異なる場合も想定される。（以下、参考ケース）</p> <p>この場合の取り扱いについては、原則論に戻り長期間の欠席により議員の職責を果たしていない事実や、議員としてより厳しい基準で条例を設け、市民に説明すべきとの意見を踏まえ、<b>減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算する</b>との考えをまとめたところである。</p> <div data-bbox="571 1503 1319 2004" style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>●参考ケース</p> <p>※補足説明（12月期末手当を例として）</p> <p>基準日前6月の間に減額割合が異なる場合</p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">20%減額期間</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">30%減額期間</div> </td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">6月</td> <td style="padding: 5px;">8/1</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">知多市は期末手当が高くなるよう減額割合が低いほうを適用</td> <td style="padding: 5px;">多治見市は期末手当が低くなるよう減額割合が高いほうを適用</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">支給日 12月</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">20%減額期間</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">30%減額期間</div>	6月	8/1	知多市は期末手当が高くなるよう減額割合が低いほうを適用	多治見市は期末手当が低くなるよう減額割合が高いほうを適用
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">20%減額期間</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">30%減額期間</div>						
6月	8/1						
知多市は期末手当が高くなるよう減額割合が低いほうを適用	多治見市は期末手当が低くなるよう減額割合が高いほうを適用						

検討項目	討議結果
(7) 適用除外の 考え方	<p>適用除外については、他市の事例を参考とし、長期欠席期間に含まれないものとして、以下の項目を条例（案）に盛り込むべきであるとの考えをまとめた。</p> <p><b>(1) 公務上の災害</b></p> <p><b>(2) 出産</b></p> <p><b>(3) その他議長が前2号に準ずると認める場合</b></p>
(8) 委任	<p>先に制定した「会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（逮捕・拘留）」について、全国市長会顧問弁護士である石津弁護士に相談した経過がある。その際「新たに制定する条例に基づき、報酬の支給を停止するのは市長である。その条例の疑義等について、議長が決定するとの規定は適当でない。」との見解をいただいた。</p>
(9) その他疑義	<p>よって、当該減額条例についても、<b>委任及びその他疑義について、条例（案）へ盛り込むべきではない</b>としたところである。</p>

### ③ 長期欠席に係る議員報酬の減額条例についてのまとめ

議会制度検討委員会では、以上の具体的検討を踏まえ、会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（改正案）（参考資料P37～P40 参照）をとりまとめ、議長への報告を行った。

なお、その後各派代表者会議において協議がなされ、一部文言等の修正を行い、条例改正の合意が図られたところである。（平成29年9月市議会定例会に提案予定。）

## 第5 次期委員会への申し送り事項

今後の方向性を踏まえ、以下のとおりまとめたところである。

### (1) 議員定数のあり方の検討

議会制度検討委員会では、議員定数を議論する上で、委員会中心主義を採用している本市議会にとって、① 執行機関の取り組みを監視するために必要な委員会数はどうあるべきか ② 委員会の中で充実した討議をするために必要な人数はどうあるべきか の2点が特に重要な論点になるものと認識し、委員会における事務所管の状況や昨今の選挙の投票率、議会・議員に対する市民の認識、実りある活発な議論のあり方といった要素を踏まえながら議員定数に係る政策研究に取り組んできた。

こうした取り組みを進め、議員定数の増減を考える際は、これまでの委員会の討議人数について最低でも7人から8人が良好であることを踏まえれば、今後は具体的な委員会の見直し（3委員会制か現状維持か）を検討する必要があるとの考えをまとめ、議長に報告したところである。

現在、その委員会のあり方については、議長から議会運営委員会へ諮問され検討がなされているところであるが、次期市議会議員選挙まで残り2年となる中で、議員定数については委員会のあり方を含め、別な論点・視点からも検討し、早急に委員会としての具体的な結論を出す必要がある。

### (2) 議会への市民参加のあり方の検討

議会制度検討委員会では、議会活動の周知と市民参加を促進するため「見て知って 参加するための手引書」を発行し、市内全世帯に配布した経過にある。また、議会としては、これまでも市民との意見交換会や分野別意見交換会を開催し、議会への市民参加に向けた取り組みも行っている。

今後も議会への市民参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報を模索するとともに、手引書の活用手法や市民参加のあり方について絶えず検討していく必要がある。

### (3) 地域における議会・議員の役割の検討

本市においては、少子高齢化、人口減少などに加え、核家族化や単身世帯の増加に伴い、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。

また各地域では、町内会をはじめとする地域自治組織はあるものの、組織の運営を担うリーダーやなり手が不足し、地域の疲弊に拍車をかけている。

このような状況の中で、地域コミュニティの維持や活性化に向け、議会・議員としてどのような役割があり、どのようなことができるのか、今後検討していく必要がある。

#### **(4) 市民委員の役割やそのあり方**

議会制度検討委員会における市民委員については、会津若松市政策討論会に関する規程に基づき、市民の率直なご意見、考え方を拝聴することを位置づけているが、今期市民委員からは、2年間の任期では委員会の雰囲気や環境に慣れることができず、積極的な発言をするまでには至らなかったとのご意見があった。このようなご意見を踏まえれば、議会制度検討委員会として自由闊達な意見を引き出す配慮や会議運営に欠けていたことを反省するとともに、改めて市民委員の役割やあり方、議会の中でも本委員会にのみ市民委員を位置づけた意義を再確認する必要がある。

#### **(5) 議会（議員）の評価のあり方の検討**

議会・議員の評価は、議会（議員）活動の議論において、焦点化されやすい議員定数や議員報酬を検討する上でも、有効なツールになり得るものであり、適切な評価を可能とするあり方について、今後検討していく必要がある。

## 第6 これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成 27 年	9月9日	<input type="checkbox"/> 自主研究（正副委員長の互選）
	11月9日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	11月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究の進め方）
	12月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究の進め方、市民公募委員の選定方法）
平成 28 年	1月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究の進め方、市民公募委員の選定方法）
	2月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動の見える化、市民公募委員の選定）
	2月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動の見える化、市民公募委員の選定）
	3月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動の見える化、政策研究セミナー）
	3月24日	<input type="checkbox"/> 公募委員との初顔合わせ、政策研究セミナー（山梨学院大学法学部・江藤俊昭教授＝「市民の負託に応え得る議会活動のあり方」
	4月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、議会活動の見える化）
	4月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会活動の見える化）
	5月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容）
	5月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容）
	6月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容、手引書の活用手法）
	7月8日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」の内容、手引書の活用手法）
	8月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（手引書の活用手法、今後の調査研究の進め方）
	9月1日	<input type="checkbox"/> 「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成28年版」市民全世帯へ配布
	9月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	10月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究に係る中間報告、議員定数のあり方）
10月21日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告	
11月11日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）	

年	月 日	内 容
	11月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員定数のあり方）
	12月16日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会（議員定数に係る議論の経過報告）
	12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
平成 29 年	1月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	2月6日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	3月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方）
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（長期欠席議員にかかる議員報酬のあり方、政策研究に係る中間報告）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	5月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括に向けた内容整理）
	7月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括に向けた内容整理、次期議会への申し送り事項の確認）
	8月9日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括

## 議員定数のあり方の検討の際に活用した資料

	ページ
01.委員会所管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
02.類似団体における常任委員会数・・・・・・・・	24
03.常任委員会委員選出地区名簿（H27-19）・・・・	25
04.会派届け出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
05.市議会議員選挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・	27
06.類似団体における常任委員会の所管・・・・	28



● 委員会所管

委員会名	課名	各課職員数 (H28.4.1時点)	(単位:人)		(単位:千円)	
			委員会に係る 市職員数	事務範囲	委員会に付託さ れるH28当初予 算額(一般会計)	委員会に付託さ れるH28当初予 算額(特別会計)
総務委員会	企画調整課	14	247	●一般会計 第1款 議会費 第2款 総務費(ただし「第1項総務管理費第11目市民センター費、第13目交通安全対策費、第14目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費、第7項東日本大震災対策費」を除く) 第12款 公債費 第13款 予備費	9,279,208	0
	(協働・男女参画室)	5				
	地域づくり課	7				
	秘書広聴課	12				
	北会津支所まちづくり推進課	9				
	北会津支所住民福祉課	10				
	河東支所まちづくり推進課	9				
	河東支所住民福祉課	11				
	財政課	11				
	税務課	47				
	納税課	24				
	総務課	18				
	人事課	14				
	情報政策課	11				
	契約検査課	10				
	会計課	11				
	議会事務局	11				
選挙管理委員会	7					
監査事務局	6					
文教厚生委員会	環境生活課	16	471	●一般会計 第2款 総務費(第1項総務管理費第11目市民センター費、第13目交通安全対策費、第14目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費、第7項東日本大震災対策費) 第3款 民生費 第4款 衛生費(ただし「第1項保健衛生費第6目生活排水対策費」を除く) 第9款 消防費 第10款 教育費 第11款 災害復旧費  ●特別会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	29,418,957	26,512,279
	危機管理課	15				
	市民課	41				
	廃棄物対策課	26				
	地域福祉課	38				
	障がい者支援課	24				
	高齢福祉課	35				
	こども家庭課	12				
	こども保育課	76				
	国保年金課	37				
	健康増進課	30				
	湊市民センター	3				
	大戸市民センター	2				
	北市民センター	2				
	南市民センター	2				
	一箕市民センター	3				
	東市民センター	2				
	教育総務課	16				
	あいづっこ育成推進室	4				
	学校教育課	18				
	文化課	13				
	スポーツ推進課	9				
	生涯学習総合センター	19				
	北公民館	3				
	南公民館	4				
	大戸公民館	3				
	一箕公民館	3				
東公民館	3					
湊公民館	3					
北会津公民館	5					
河東公民館	4					
産業経済委員会	観光課	20	92	●一般会計 第5款 労働費 第6款 農林水産業費(ただし「第1項農業費第6目農業集落排水事業費」を除く) 第7款 商工費 ●特別会計 観光施設事業特別会計 地方卸売市場事業特別会計	3,003,894	349,547
	商工課	16				
	企業立地課	8				
	農政課	22				
	農林課	18				
	農業委員会	8				
建設委員会	都市計画課	19	186	第4款 衛生費(第1項保健衛生費第6目生活排水対策費) 第6款 農林水産業費(第1項農業費第6目農業集落排水事業費) 第8款 土木費 ●特別会計 水道事業会計 湊町簡易水道事業特別会計 西田面簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 扇町土地区画整理事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別生活排水事業特別会計 三本松地区宅地整備事業特別会計	5,154,941	5,794,244  + 水道事業会計 収益の支出 2,892,880千 円  資本的支出 3,995,970千 円
	花と緑の課	12				
	区画整理課	14				
	下水道課	28				
	道路建設課	14				
	道路維持課	31				
	建築課	31				
	水道部総務課	17				
	水道部施設課	20				

◎ 類似団体都市における常任委員会数

順位	都道府県	市名	人口 (H28.4.1時点)	議員定数	住民一人当たりの報酬月額	報酬月額総額	常任委員会数
1	大阪府	池田市	102,661人	22名	129.9円	13,340,000円	4
2	岡山県	津山市	103,150人	28名	127.6円	13,160,000円	4
3	山形県	酒田市	106,195人	28名	119.7円	12,715,000円	3
4	大阪府	門真市	125,165人	21名	111.7円	13,985,000円	3
5	福島県	会津若松市	121,802人	30名	110.9円	13,507,000円	4
6	香川県	丸亀市	113,586人	27名	110.3円	12,523,000円	4
7	大阪府	泉佐野市	100,934人	20名	110.0円	11,100,000円	2
8	山形県	鶴岡市	130,849人	32名	109.5円	14,330,000円	4
9	広島県	廿日市市	116,947人	30名	108.4円	12,720,000円	3
10	沖縄県	浦添市	113,580人	27名	108.4円	12,315,000円	4
10	新潟県	新発田市	99,868人	27名	108.4円	10,826,000円	3
12	千葉県	成田市	131,901人	30名	107.5円	14,180,000円	4
13	石川県	小松市	108,297人	22名	106.8円	11,570,000円	3
14	佐賀県	唐津市	125,608人	30名	105.3円	13,226,000円	4
15	大阪府	箕面市	135,455人	23名	104.8円	14,190,000円	4
16	東京都	昭島市	112,906人	22名	104.2円	11,760,000円	3
17	熊本県	八代市	130,023人	32名	104.1円	13,541,000円	4
18	愛媛県	新居浜市	121,966人	26名	103.8円	12,658,000円	4
19	栃木県	鹿沼市	99,726人	24名	102.4円	10,215,000円	4
20	山口県	岩国市	138,921人	32名	102.3円	14,210,000円	4
21	愛知県	江南市	101,070人	22名	101.1円	10,217,000円	3
22	福岡県	糸島市	99,687人	22名	100.9円	10,060,000円	3
22	北海道	北見市	120,314人	28名	100.9円	12,135,000円	4
24	鹿児島県	鹿屋市	103,838人	28名	100.8円	10,466,000円	4
25	東京都	武蔵野市	143,630人	26名	100.7円	14,470,000円	4
26	東京都	小金井市	118,346人	24名	100.3円	11,875,000円	3
27	宮崎県	延岡市	127,041人	29名	100.2円	12,732,000円	4
28	愛媛県	西条市	111,799人	30名	99.3円	11,097,000円	3
29	福岡県	大牟田市	118,756人	25名	99.0円	11,760,000円	3
29	奈良県	橿原市	123,842人	24名	99.0円	12,263,000円	4
31	兵庫県	三田市	113,541人	22名	98.5円	11,185,000円	3
32	三重県	伊勢市	129,353人	28名	98.3円	12,718,000円	3
32	新潟県	三条市	100,439人	26名	98.3円	9,870,000円	3
34	福岡県	筑紫野市	102,579人	22名	97.7円	10,020,000円	3
35	大分県	別府市	119,945人	25名	97.5円	11,696,000円	3
36	宮城県	大崎市	133,552人	30名	97.1円	12,971,000円	4
37	沖縄県	うるま市	122,087人	30名	96.6円	11,798,000円	4
38	大阪府	羽曳野市	113,977人	18名	96.1円	10,950,000円	3
39	大阪府	河内長野市	109,039人	18名	95.3円	10,390,000円	3
40	千葉県	鎌ヶ谷市	109,415人	24名	95.2円	10,420,000円	3
41	石川県	白山市	112,813人	21名	94.6円	10,670,000円	3
42	東京都	白分寺市	120,333人	24名	94.5円	11,370,000円	4
43	大阪府	守口市	144,335人	22名	94.3円	13,608,000円	3
	類似団体都市平均		123,079人	25名	94.0円	11,486,002円	-
44	埼玉県	加須市	114,082人	28名	93.7円	10,684,000円	3
45	栃木県	那須塩原市	118,076人	26名	93.5円	11,040,000円	3

順位	都道府県	市名	人口 (H28.4.1時点)	議員定数	住民一人当たりの報酬月額	報酬月額総額	常任委員会数
46	大阪府	松原市	121,730人	18名	93.2円	11,350,000円	2
47	沖縄県	沖縄市	140,816人	30名	93.1円	13,105,000円	4
48	広島県	尾道市	141,878人	29名	92.7円	13,150,000円	4
49	茨城県	土浦市	143,726人	28名	91.9円	13,212,000円	4
50	栃木県	佐野市	120,683人	26名	91.8円	11,080,000円	4
51	茨城県	取手市	108,781人	24名	91.7円	9,980,000円	3
51	愛知県	稲沢市	137,906人	26名	91.7円	12,650,000円	3
51	山口県	周南市	147,010人	30名	91.7円	13,480,000円	3
54	東京都	東久留米市	117,053人	22名	91.1円	10,660,000円	4
55	愛知県	東海市	113,727人	22名	91.0円	10,345,000円	3
56	宮城県	石巻市	148,238人	30名	90.8円	13,458,000円	4
57	愛知県	瀬戸市	130,676人	26名	90.5円	11,828,000円	3
58	山口県	防府市	117,074人	25名	89.3円	10,453,000円	3
59	滋賀県	彦根市	112,624人	24名	87.9円	9,898,000円	3
60	長崎県	諫早市	139,731人	30名	87.7円	12,260,000円	4
61	東京都	多摩市	148,155人	26名	87.6円	12,976,700円	4
62	埼玉県	戸田市	135,776人	26名	87.1円	11,830,000円	4
63	北海道	江別市	119,008人	27名	86.7円	10,313,000円	3
64	三重県	桑名市	143,088人	26名	84.8円	12,140,000円	3
65	愛知県	半田市	118,713人	22名	84.4円	10,019,000円	3
66	鹿児島県	霧島市	126,232人	26名	84.1円	10,620,000円	3
67	滋賀県	草津市	130,485人	24名	82.7円	10,796,000円	3
68	群馬県	桐生市	116,316人	22名	82.4円	9,587,000円	3
69	千葉県	我孫子市	132,715人	24名	82.3円	10,920,000円	3
70	大阪府	大東市	123,268人	17名	82.2円	10,130,000円	2
71	千葉県	木更津市	134,029人	24名	81.3円	10,900,000円	3
72	埼玉県	鴻巣市	119,076人	26名	80.5円	9,589,000円	4
73	埼玉県	坂戸市	99,140人	20名	79.7円	7,904,000円	3
74	岐阜県	各務原市	148,446人	24名	79.2円	11,760,000円	4
75	鳥取県	米子市	148,949人	26名	77.7円	11,576,000円	3
76	神奈川県	座間市	128,575人	23名	76.1円	9,790,000円	3
77	埼玉県	三郷市	137,940人	24名	75.4円	10,400,000円	4
78	埼玉県	ふじみ野市	113,107人	21名	71.9円	8,132,000円	3
79	埼玉県	富士見市	110,174人	21名	71.2円	7,841,000円	3
80	埼玉県	深谷市	144,855人	24名	67.6円	9,786,000円	3
81	埼玉県	朝霞市	136,321人	24名	67.5円	9,198,000円	4
82	静岡県	藤枝市	146,530人	22名	62.3円	9,135,000円	3
83	静岡県	焼津市	141,610人	21名	60.4円	8,550,500円	3

★常任委員会数集計

常任委員会数	自治体数	割合
常任委員会が2つの自治体	3	3.61%
常任委員会が3つの自治体	46	55.42%
常任委員会が4つの自治体	34	40.96%
合計	83	100%

# 常任委員会委員名簿（平成19年～）

◎委員長 ○副委員長

（当選回数・年齢順／平成19年5月16日選任）

総務委員会8名	選出地区	文教厚生委員会8名	選出地区
◎土屋 隆	神指	◎渡部 認	謹教
○大竹 俊哉	城南	○荒井 義隆	北会津
佐野 和枝	城西	樋川 誠	門田
渡部 優生	河東	清川 雅史	行仁
伊東 くに	北会津	横山 淳	鶴城
松崎 新彦	小金井	小湊 好廣	河東
田澤 豊彦	日新	小林 作一	北会津
成田 芳雄	城南	高藤 基雄	湊
産業経済委員会7名	選出地区	建設委員会7名	選出地区
◎戸川 稔朗	謹教	◎石村 善一	一笑
○坂内 和彦	北会津	○近藤 信行	松長
長谷川 光雄	河東	石田 典男	城南
渡部 誠一郎	町北・高野	木村 政司	東山
鈴木 一弘	城西	浅田 誠	町北・高野
目黒 章三郎	東山	佐藤 義之	神指
相田 照仁	行仁	本田 礼子	門田

## ◆地区選出計

選出地区	人数	年齢	人数
1. 鶴城	1	30～34歳	0
2. 城北	0	35～39歳	1
3. 行仁	2	40～44歳	1
4. 城西	2	45～49歳	7
5. 謹教	2	50～54歳	8
6. 日新	1	55～59歳	8
7. 湊	1	60～64歳	2
8. 一笑・松長	2	65～69歳	3
9. 町北・高野	2	70歳以上	0
10. 神指	2	合計	30
11. 門田・城南・小金井	6	○最年少 37歳	○最年長 68歳
12. 大戸	0	○平均年齢 54歳	
13. 東山	2		
14. 北会津	2		
15. 河東	3		
合計	30		

※選出地区は意見交換会の15地区を集計。

# 常任委員会委員名簿（平成23年～）

◎委員長 ○副委員長

（当選回数（旧町村議会での当選回数を含む）・年齢順／平成23年9月8日現在）

総務委員会8名	選出地区	文教厚生委員会8名	選出地区
◎小林 作一	北会津	◎清川 雅史	行仁
○松崎 新一	小金井	○伊東 くに	北会津
成田 光正	北会津	丸山 さよ子	一笑
阿部 光陽	湊	古川 雄一	東山
鈴木 優生	城南	大竹 俊哉	城南
渡部 隆	河東	横山 淳	鶴城
土屋 章三郎	神指	近藤 信行	松長
目黒 章三郎	東山	田澤 豊彦	日新
産業経済委員会7名	選出地区	建設委員会7名	選出地区
◎長谷川 光雄	河東	◎木村 政司	東山
○渡部 誠一郎	町北・高野	○樋川 誠	門田
佐野 和枝	城西	中島 好路	鶴城
渡部 認	謹教	石田 典男	城南
斎藤 基雄	湊	成田 芳雄	城南
戸川 稔朗	謹教	佐藤 義之	神指
坂内 和彦	北会津	本田 礼子	門田

## ◆地区選出計

選出地区	人数	年齢	人数
1. 鶴城	2	34歳以下	0
2. 城北	0	35～39歳	0
3. 行仁	1	40～44歳	1
4. 城西	1	45～49歳	2
5. 謹教	2	50～54歳	7
6. 日新	1	55～59歳	8
7. 湊	2	60～64歳	12
8. 一笑・松長	2	65～69歳	0
9. 町北・高野	1	70歳以上	0
10. 神指	2	合計	30
11. 門田・城南・小金井	7	○最年少 42歳	○最年長 64歳
12. 大戸	0	○平均年齢 57歳	
13. 東山	3		
14. 北会津	4		
15. 河東	2		
合計	30		

※選出地区は意見交換会の15地区を集計。

# 常任委員会委員名簿（平成27年度～）

◎委員長 ○副委員長

（当選回数・年齢順／平成27年8月20日現在）

総務委員会8名	選出地区	文教厚生委員会7名	選出地区
◎土屋 隆	神指	◎鈴木 陽	城南
○中島 好路	鶴城	○丸山 さよ子	一箕
小倉 孝太郎	鶴城	小倉 将人	河東
佐藤 郁雄	城西	村澤 智	鶴城
横山 淳	鶴城	原田 俊広	城南
松崎 新	小金井	大山 享子	一箕
斎藤 基雄	湊	清川 雅史	行仁
目黒 章三郎	東山		
産業経済委員会7名	選出地区	建設委員会7名	選出地区
◎成田 芳雄	城南	◎石田 典男	城南
○古川 雄一	東山	○佐野 和枝	城西
内海 基隆	城西	吉田 恵三	河東
譲矢 隆	河東	高梨 浩	城南
成田 眞一	北会津	長郷 潤一郎	北会津
渡部 認	謹教	阿部 光正	湊
戸川 稔朗	謹教	樋川 誠	門田

## ◆ 地区選出計

選出地区	人数	年齢	人数
1. 鶴城	4	34歳以下	0
2. 城北	0	35～39歳	1
3. 行仁	1	40～44歳	1
4. 城西	3	45～49歳	3
5. 謹教	2	50～54歳	4
6. 日新	0	55～59歳	8
7. 湊	2	60～64歳	6
8. 一箕・松長	2	65～69歳	0
9. 町北・高野	0	70歳以上	0
10. 神指	1	合計	29
11. 西田・城南・小金井	7	○最年少	36歳
12. 大戸	0	○平均年齢	57歳
13. 東山	2		
14. 北会津	2		
15. 河東	3		
選出地区	29		

※選出地区は意見交換会の15地区を集計。

# 会津若松市議会 会派名簿

（平成28年12月1日現在）

会派名	議員名
創風あいづ (9人)	内海 基 将人 吉田 恵三 村澤 智 長郷潤一郎 古川 雄一 佐野 和枝 横山 淳 目黒章三郎
市民クラブ (6人)	小倉孝太郎 佐藤 郁雄 成田 眞一 清川 雅史 戸川 稔朗 石田 典男
社会民主党 ・市民連合 (4人)	高梨 浩 譲矢 隆 丸山 さよ子 松崎 新
公明党 (3人)	大山 享子 樋川 誠 土屋 隆
きずなの会 (3人)	中島 好路 鈴木 陽 渡部 認
無党派 (4人)	原田 俊広(日本共産党若松市議員) 斎藤 基雄(日本共産党若松市議員) 阿部 光正(諸派連合) 成田 芳雄(諸派連合)
総計 (29人)	

## ●最近の選挙の状況

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成19年	30	44	101,312	70,418	69.51	1,336

※平成19年選挙の概要

任期満了に伴うものであるが、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」によって統一地方選挙として執行された。

今回の選挙は、北会津村・河東町との合併後、初の議会議員選出選挙でありその結果が大変注目された。

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成23年	30	32	100,195	60,099	59.98	1,204

※平成23年選挙の概要

当初、任期満了に伴い、統一地方選挙の日程により選挙執行が予定されていたが、東日本大震災の影響により適正な執行が困難なため選挙期日が延期された。

現職全員が再選する中、震災の影響や立候補者が前回の44人から32人に減ったこと等から、投票率は過去最低となり、盛り上がり欠けた。

選挙年度	定数	立候補者	当日有権者数(人)	当日投票者数(人)	投票率(%)	最低当選得票数(票)
平成27年	30	35	98,680	49,572	50.24	877

※平成27年選挙の概要

任期満了による選挙であり、会津若松市長選挙と同日に執行された。

候補者数の約半数(17人)を新人が占めたため、激戦が予想され、投票率も上がるものと期待されたが、市長選挙が無投票になった影響などにより、前回より大幅に低下することとなった。

●類似団体における常任委員会所管事務

■ 3 常任委員会制の類似団体（類似団体かつ本市近傍市町村）

(1) 栃木県那須塩原市

人口 118,076人 (H28.4.1時点)  
 市域面積 592.74km<sup>2</sup>  
 職員数 810人 (H28.4.1時点)  
 H28当初予算額 472億6千万

委員会名	定数	任期	所管事項
総務企画常任委員会	9人	2年	企画部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、西那須野支所及び塩原支所の所管に関する事項並びに他の所管に属しない事項
福祉教育常任委員会	9人	2年	保健福祉部、子ども未来部及び教育委員会の所管に関する事項
建設経済常任委員会	8人	2年	生活環境部、産業観光部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項

(2) 新潟県三条市

人口 100,439人 (H28.4.1時点)  
 市域面積 431.97km<sup>2</sup>  
 職員数 874人 (H28.4.1時点)  
 H28当初予算額 460億9千万

委員会名	定数	任期	所管事項
総務文教常任委員会	9人	2年	議会事務局、総務部、サービスセンター、会計課 選挙管理委員会監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、消防本部、他の委員会の所管に属さない事項
市民福祉常任委員会	9人	2年	市民部、福祉保健部
経済建設常任委員会	8人	2年	経済部、建設部、農業委員会

■ 4 常任委員会制の類似団体（類似団体かつ本市近傍市町村）

(3) 栃木県佐野市

人口 120,683人 (H28.4.1時点)  
 市域面積 356.04km<sup>2</sup>  
 職員数 906人 (H28.4.1時点)  
 H28当初予算額 465億5千万

委員会名	定数	任期	所管事項
総務常任委員会	6人	1年	総政政策部、行政経営部、会計課、消防本部、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生常任委員会	7人	1年	市民生活部、子ども福祉部及び健康医療部の所管に属する事項
経済文教常任委員会	7人	1年	産業文化部、観光スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項
建設常任委員会	6人	1年	都市建設部及び水道局の所管に属する事項

※なお平成28年9月定例会において、議員定数を「26名」から「24名」にする条例改正案を賛成多数で可決。次選挙から適用。

(3) 埼玉県戸田市

人口 135,776人 (H28.4.1時点)  
 市域面積 18.19km<sup>2</sup>  
 職員数 897人 (H28.4.1時点)  
 H28当初予算額 472億5千万

委員会名	定数	任期	所管事項
総務常任委員会	6人	2年	・一般会計の歳入に関する事項 ・政策秘書室、危機管理防災課、総務部、財務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教建設常任委員会	7人	2年	都市整備部及び教育委員会の所管に関する事項
健康福祉常任委員会	7人	2年	福祉部、子ども青少年部、福祉事務所及び市民医療センターの所管に関する事項
市民生活常任委員会	6人	2年	市民生活部、環境経済部、消防本部、及び上下水道部の所管に関する事項

# 長期欠席議員に係る議員報酬のあり方の検討 の際に活用した資料

	ページ
01.議会運営委員会答申・・・・・・・・・・・・・・・・	30
02.議長からの依頼文章・・・・・・・・・・・・・・・・	30
03.選挙関係実例判例集抜粋・・・・・・・・・・	31
04.公職選挙法逐条解説抜粋・・・・・・・・・・	31
05.会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例（現行）	32
06.他市条例比較一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	33
07.会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 （改正案・平成29年7月31日 各派代表者会議決定後）	37



28会若議第1084号

平成28年11月16日

会津若松市議会議長 目黒章三郎 様

議会議員委員会委員長 松崎新

議員報酬等の特例に関する条例案について（答申）

平成28年11月4日付け28若議第1068号で諮問ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案

このことについては、次のとおりです。

- (1) 条例案 別紙1のとおり
- (2) 条例案に関する考え方 別紙2のとおり
- 2 条例案に係る意見

今般、当委員会では検討した条例案については、各派代表者会議の意向を踏まえ、市民の信頼に反しその責任を果たせない場合の議員報酬等の支給停止などについて規定したものである。

病気等のために長期にわたり議員活動ができない場合についての規定は、議員活動のあり方に深く関わりがあることから、今後、議会議員委員会において調査研究されたい。



28会若議第1131号

平成28年11月21日

政策討論会

議会議員委員会委員長 横山淳 様

会津若松市議会議長 目黒章三郎

議員報酬等の考え方について（依頼）

平成28年11月16日付け28会若議第1084号において、議会運営委員会委員長より、別紙のとおり答申を受けたところであります。

貴委員会におかれましては、「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」を討論テーマとし、調査研究に取り組んでいるところですが、答申における「2 条例案に係る意見」を踏まえ、病気等のために長期にわたり議員活動ができない場合の議員報酬等の考え方についてもあわせて、調査研究に取り組んでくださいますよう、お願い申し上げます。



第百九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）

提供することはできないか。

答 親族に対してする場合を除く。お見込みのとおり。

○名刺広告の掲載（第五〇・二二〇）

問 候補者等がいわゆる名刺広告を新聞に掲載することは寄附に該当するか。

答 通常の対価を負担して掲載するものであれば法第一九九条の二に違反するとはえないが、協賛金、賛助金に該当するものは寄附として制限される。（注）次項（注）参照

○名刺広告の掲載（第五〇・二二〇）

問 催物のプログラムや町内会の名簿等に協賛するかたちで名刺広告を出すことはどうか。

答 協賛金、賛助金に該当するものは寄附として制限される。（注）現行では、法第一五二条により、公職の候補者等のあいさつを目的とする有料広告は禁止されている。

○色紙の贈呈等（第五〇・二二〇）

問 候補者等が選挙区内にある者に対し色紙を贈ることは寄附の禁止に該当するか。

答 匿名であつても他人名義であつても実質上候補者等が寄附をするものである限り、法第一九九条の二の違反となる。

○葬儀の際のお布施（第五〇・二二〇）

問 候補者等が葬儀の際に神官、僧侶等に、いわゆるお布施を出すことは寄附に当たるか。

答 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り寄附には当たらない。

○駅舎建設資金と寄附の禁止（第五〇・二二〇）

問 新幹線の駅舎建設時に、A町が負担する費用に充てるため、A町で「新幹線駅舎建設資金を集めるための会」を町議会議員有志が組織し、議員は毎月一定額をこの会に支払うことは差し支えないか。

答 法第一九九条の二に違反する。

○町議会議員が花火大会を主催することの可否

問 町議会議員が選挙区内で花火大会を主催し、住民に花火を見せることは差し支えないか。

答 法第一九九条の二に違反する。

第百九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）

一三九八

をすることができぬか。

三 候補者等が購入した色紙について実費をもらい、これにサインをして選挙区内にある者に渡すことはどうか。

答 一 お見込みのとおり。二 一般には、差し出された色紙にサインをすることは、寄附に当たらない。三 相手方が色紙代を払って色紙を購入し、それにサインを求めた場合は、二と同様と解される。

○給与の返上（第五〇・二二〇）

問 市長や市議会議員が支給された給与のうち一定部分を返還することとはどうか。

答 具体的に生ずる給与請求権の一定部分をあらかじめ放棄するとはどうか。

問 辞退又は返上の問題の処理については、その行為が直ちに社会的公正に反するものとは言い切れない場合もあろうが、そのような場合においても、条例を改正し、給与の暫定的な減額措置をとることが相当であると思われる。

○匿名又は他人名義の寄附（第五〇・二二〇）

問 候補者等が選挙区内にある者に対して匿名で寄附することはどうか。また、配偶者や秘書などの名義で寄附することはどうか。

また、時期、態様によつては法第二九条、第三二条に違反する場合もある。

○香典返し等の提供と寄附（第五〇・二二〇）

問 日本赤十字社に対して社費（年額五〇〇円以上）を公職の候補者が払うことは寄附にあたるか。

答 社員になるための必要最低限の社費（年額五〇〇円）を納付することは寄附にはあたらないが、当該金額を超えて納付する場合は寄附にあたる。

○送料受取人払いの葉書（第五〇・二二〇）

問 後援会員等に意見を聞くための料金受取人払いの政治活動用葉書は寄附に当たるか。

答 切手を渡すのではなく送り先も特定しているため、財産上の利益には当たらず、寄附にはならないものと解する。

○湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

問 事務所開きにおいてお茶及びお茶うけの提供はできるか。通常用いられる程度のもなら差し支えない。

答 通常用いられる程度のもなら差し支えない。

～公職選挙法逐条解説抜粋～

第14章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第199条の2）

第14章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第199条の2）

- ① 公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し又は要求する場合
- ② 公職の候補者等の政治教育のための集会（賛応接待が行われるものを除く。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての補償を除く。）として寄附を勧誘し又は要求する場合
- ③ 公職の候補者等が選挙区内にある者に対してするお中元、お慶喜、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等従来から慣行として行われているようなものであつても、本条に違反することとなる。
- ④ 公職の候補者等が各種の行事に招かれたとき、徴収の根拠、範囲、金額、徴収方法等からみて会費と認められるものを払うのは寄附にあたらぬ。会費制の結核式に招待されて出席し、その会費を支払うことも同様である。なお、各自は会費であつても、実質的に寄附であると認められる場合には本条に違反することはいうまでもない。
- ⑤ 結婚披露宴で祝儀を提供したり、葬式で香典を提供したりすることも本条により禁止されている（ただし、一定の場合、罰則が適用されないこととされている（法二四九の二）参照）。
- ⑥ 公職の候補者等が正月に自宅に来た選挙区内にある者に対し酒食を提供することは禁止される。
- ⑦ 公職の候補者等が選挙区内の他の選挙の候補者に陣中見舞をするとはできない。
- ⑧ 公職の候補者等が選挙区内にある者に対し色紙を贈ることは禁止されるが、選挙区内にある者から差し出された色紙にサインをすることは、一般的には、寄附にあたらぬ。
- ⑨ 市長が自己の財産を、当該市を包括する都道府県又は国に対して寄附をすることは、本条に違反する。国及び地方公共団体は、「当該選挙区内にある者」に含まれると解されるためである。

- ⑩ 知事や都道府県議会議員が、支給された給与のうちの一部を返上したり、具体的に生ずる給与請求権の一部をあらかじめ放棄することは、本条に違反する。債権の放棄も寄附にあたるためである。したがって、そのような必要がある場合には、条例を改正し、給与の暫定的な減額措置をとることが相当であると思われる。
- ⑪ 公職の候補者等が、選挙区内にある者に対し、匿名で、又は妻の名義で寄附をすることは禁止される。ただし、公職の候補者等の親や子供あるいは配偶者が、その経費を自己負担し、自己の名義で寄附をすることは差し支えない。
- ⑫ 公職の候補者等が葬儀の際に僧侶等に対しいわゆるお布施を出すことは役務の提供に対する債務の履行と認められる限り寄附にあたらぬ。
- ⑬ 選挙区内の過疎地で交通不便な場所において行う純粋な政治講習会に関し、公職の候補者等がバスをチャーターしてその参加者を会場まで運ぶことは、一般的には、必要やむを得ない実費の補償と認められるので寄附にあたらぬ。「必要やむを得ない実費の補償」とは、金銭による実費の弁償だけでなく、現物支給も含まれるものと解されるためである。
- ⑭ 香典返しとして物品等を贈ることは、その地域において香典返しに社会慣習上定着した一種の義務的なものとなつている場合、もつた香典に対して返戻の程度（例えば香典の半額程度）の香典返しをすることは、差し支えない。
- ⑮ 公職の候補者等が行う政治教育のための集会において、候補者等が選挙区内にある者から千円の弁当を徴収し千円の弁当を出すことは禁止される。

○会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例

平成20年9月19日

会津若松市条例第24号

改正 平成28年3月24日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、会津若松市議会議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 514,000円
- (2) 副議長 月額 477,000円
- (3) 議員 月額 447,000円

(平24条例29・一部改正)

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長及び副議長にはその職についた日から、議員にはその任期が開始する日から議員報酬を支給し、相互の職の異動に伴い議員報酬の額に異動を生じたときは、その日から新たに受けるべき議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。ただし、重複して議員報酬を支給しない。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のととき又は月の末日まで支給するとき以外のときの議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割により計算する。

(平23条例17・一部改正)

(議員報酬の支給期日)

第4条 議員報酬は、毎月10日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和25年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。))、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支給する。

(費用弁償)

第5条 議員が公務により旅行するときは、会津若松市議員等の旅費に関する条例(昭和41年会津若松市条例第10号)を準用し、市長等の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し支給する。これらの基準日前1箇月以内に辞職(会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)第10条及び第19条第2項の規定による措置に基づく辞職を除く。以下次項において同じ。)、議会の解散、任期満了又は死亡によりその職を離れた議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、議会の解散、任期満了又は死亡によりその職を離れた日現在)において、議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の80

3 期末手当の支給日については、会津若松市議員の給与に関する条例(昭和31年条例第36号)の適用を受ける議員の例による。

(平20条例30、平21条例28、平22条例22・平26条例29、平28条例5・一部改正)

附 則

(施行期日等)

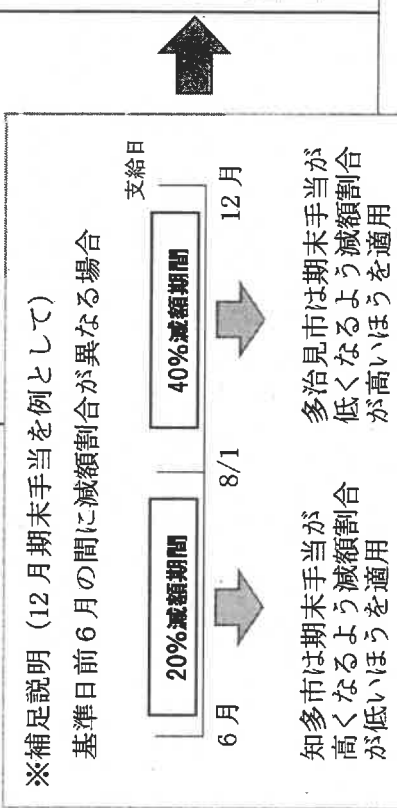
- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、平成20年9月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前に附則第7項の規定による改正前の会津若松市非常勤議員の報酬等に関する条例(昭和40年会津若松市条例第11号。以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた議員報酬及び費用弁償の支給は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の場合における議員報酬の支給については、改正前の条例第2条第1項ただし書並びに第3条第1項及び第3項の規定を適用し、第3条の規定は適用しない。
- 4 改正前の条例第7条の規定は、施行日前の同条の規定による費用弁償の支給について、なお効力を有する。

他市条例の比較

自治体名 (施行期日)	神奈川県小田原市 (平成 25 年 3 月 29 日)	愛知県日進市 (平成 26 年 5 月 16 日)	愛知県知多市 (平成 27 年 3 月 24 日)	岐阜県多治見市 (平成 28 年 3 月 24 日)
(1) 条例の趣旨	<p>(第 1 条) この条例は、<u>議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み</u>、小田原市の議会の議員が、小田原市議会の会議を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定めるものとする。</p>	<p>(第 1 条) この条例は、<u>議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み</u>、日進市議会議員が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定めるものとする。</p>	<p>(第 1 条) この条例は、<u>議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み</u>、知多市議会議員が、長期にわたって議会活動及び議員活動ができなくなった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定めるものとする。</p>	<p>(第 1 条) この条例は、<u>議員の職責に鑑み</u>、多治見市議会議員が、疾病その他の事由により多治見市議会の会議等や長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定めるものとする。</p>
(2) 長期欠席の定義・理由	<p>(第 2 条第 3 号) <u>自己都合、疾病その他の事由により</u>、市議会の会議を欠席した日から同日後において市議会の会議に最初に出席した日の前日又は議員の職を離れた日のいずれかの日までの期間をいう。</p>	<p>(第 3 条第 1 項) <u>自己の都合及び疾病その他の事由により議員活動ができな</u> <u>い</u>るとき。</p>	<p>(第 2 条第 3 号) <u>療養、長期不在その他の理由により 90 日を超えて議会活動等ができなくな</u> <u>った場合</u>をいう。</p>	<p>(第 2 条第 2 号) 議員が、<u>本人の意思によるか否かにかかわらず、疾病その他の事由により</u>市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。</p>

自治体名 (施行期日)	神奈川県小田原市 (平成25年3月29日)	愛知県日進市 (平成26年5月16日)	愛知県知多市 (平成27年3月24日)	岐阜県多治見市 (平成28年3月24日)
(3) 欠席とみなす会議・議員活動の範囲	(第2条第1号) 小田原市議会の定例会及び臨時会の会議並びに小田原市議会委員会条例に基づき設置された委員会の会議をいう。	(第2条第2号) 日進市議会並びに日進市議会の本会議並びに日進市議会委員会条例に基づき設置された委員会をいう。	(第2条第1号) 知多市議会定例会及び臨時会の本会議、知多市議会委員条例第1条、第5条及び第6条の規定により設置された委員会並びに知多市議会会議規則第164条の規定により設けられた協議又は調整を行うための場をいう。	(第2条第1号) 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。 ア <u>定例会及び臨時会の会議</u> イ <u>委員会の会議</u> ウ <u>委員会による委員の派遣</u> エ <u>協議又は調整を行うための場の会議</u> オ <u>議員の派遣</u>
(4) 長期欠席及び出席開始の際の届出の有無	(第3条) 1 <u>議長にその旨を届け出なければならぬ</u> 。この場合において、当該議員自身が届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。 2 当該議員は、前項の届出を行ったのち議員活動ができることとなったときは、議長にその旨を届け出なければならぬ。	(第3条) 1 議員は、長期欠席をすることとなったときには、その旨を長期欠席届出書(第1号様式)により議長に届け出なければならない。 2 議員は、前項の届出後に議会活動等ができることとなったときには、その旨を復帰届出書(第2号様式)により議長に届け出なければならない。	(第3条) 1 議員は、長期欠席期間を生じ、又は生じる見込みとなったときは、議長に対し、期間の終期(見込みを含む。)を示したうえで、 <u>医師が記載した証明書等を添えてその旨を届け出る</u> ものとする。 2 長期欠席期間を生じた議員は、長期欠席期間を終え、又は終える見込みとなったときは、 <u>議長に対し、その旨を届け出る</u> ものとする。	(第3条) 1 議員は、長期欠席期間を生じ、又は生じる見込みとなったときは、議長に対し、期間の終期(見込みを含む。)を示したうえで、 <u>医師が記載した証明書等を添えてその旨を届け出る</u> ものとする。 2 長期欠席期間を生じた議員は、長期欠席期間を終え、又は終える見込みとなったときは、 <u>議長に対し、その旨を届け出る</u> ものとする。

自治体名 (施行期日)	神奈川県小田原市 (平成25年3月29日)	愛知県日進市 (平成26年5月16日)	愛知県知多市 (平成27年3月24日)	岐阜県多治見市 (平成28年3月24日)
(5) 減額となる 日数と減額率	(第3条) 90日を超え365日以内であるとき 100分の20 90日を超え365日を超えるとき 100分の50	(第5条) 180日を超え365日以内であるとき 100分の20 365日を超え730日以内であるとき 100分の30 730日を超えるとき 100分の50	(第4条) 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の40 365日を超えるとき 100分の50	(第5条) 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100
(6) 期末手当の 取り扱い	(第4条) 基準日前6月の間に議員活動休止期間があった場合、議員報酬と同様の減額率により減額支給する。	(第6条) 基準日に議員報酬減額の適用を受けているものについて、議員報酬と同様の減額率により減額支給する。	(第5条) 基準日の前6月以内の期間に、議員報酬減額の適用を受けているものについて、議員報酬と同様の減額率により減額支給する。 2 基準日の前6月以内の期間に、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が高い方の減額割合を適用し、日割による計算はしない。	(第6条) 基準日の前日から6月前までの間に、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、議員報酬と同様の減額率により減額支給する。 2 基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。



自治体名 (施行期日)	神奈川県小田原市 (平成25年3月29日)	愛知県日進市 (平成26年5月16日)	愛知県知多市 (平成27年3月24日)	岐阜県多治見市 (平成28年3月24日)
(7) 適用除外の 考え方	(第5条) ①公務上の災害等 ②その他議長が認める事由	(第7条) ①公務上の災害等 ②その他議長が認める理由	(第6条) ①公務上の災害 ②議長が認める場合	(第8条) ①公務上の災害又は通勤によ る災害 ②出産 ③その他議長が前2号に準 ずると認める場合
(8) 委任	(第7条) この条例に定めるもののほ か、 <u>必要な事項は、議長が 定める。</u>	(第16条) この条例に定めるもののほ か、 <u>必要な事項は議長が別 に定める。</u>	(第8条) この条例に定めるもののほ か、 <u>必要な事項は、議長が別 に定める。</u>	(第10条) この条例に定めるもののほ か、この条例の施行に関し <u>必要な事項は、議長が定め る。</u>
(9) その他疑義	規定なし	(第15条) この条例の適用に関し、 <u>疑 義が生じたときは、議長が 議会運営委員会に諮って決 定する。</u>	(第7条) この条例の適用に関し、 <u>疑 義が生じたときは、議長が 決定するものとする。この 場合において、その決定に 当たっては、議会運営委員 会に諮問し、答申を得るも のとする。</u>	(第9条) この条例の適用に関し、 <u>疑 義が生じた場合は、議長が 委員会条例第4条第1項に 規定する議会運営委員会に 諮って決定する。</u>

会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(改正後・案)

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、会津若松市議会議員（以下「議員」という。）が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年会津若松市条例第24号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。
  - ア 市議会定例会及び臨時会の本会議
  - イ 会津若松市議会委員会条例（昭和34年条例第3号）に基づき設置された委員会の会議
  - ウ 会津若松市議会会議規則（平成19年会津若松市議会規則第1号）第105条に規定する委員会による委員の派遣
  - エ 会津若松市議会会議規則第163条に規定する協議又は調整を行うための場の会議
  - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定

する議員の派遣

カ 会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）に基づき開催される会議

- (2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。
- (3) 公務上の災害 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

（長期欠席に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができるものとする。

2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席ができることとなつたときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があつたときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

（議員報酬の減額）

第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第1項の規

額に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前6月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算する。  
(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含まれないものとする。

- (1) 公務上の災害
- (2) 出産
- (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認められる場合

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から解かれた日までの期間(以下「逮捕等の期間」という。)の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、当該停止に係る逮捕等の期間の末日が月の初日でないときは、当該逮捕等の期間の末日が属する月の現日数を基礎として日割りにより停止すべき議員報酬の額を計算する。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が解除さ

定による届出のあった日(その日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日)から同条第2項の規定による届出のあった日の前日までの期間(以下「長期欠席の期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「減額開始月」という。)から長期欠席の期間の末日までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月(以下「減額月」という。)の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の



れている場合であって、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかにか該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴の提起がされなかつたとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(改選後における期末手当に係る効力)

第11条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者(第8条の規定が適用される者に限る。)に対して新たに支給される期末手当については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際、現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に係るこの条例の規定の適用については、この条例の公布の日を第7条第1項に規定する処分を受けた日とみなす。

附 則 (平成29年会津若松市条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

会津若松市議会議員  
様

会津若松市議会議員  
⑤

長期欠席届出書

会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

- 1 長期欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 長期欠席理由 (1) 療 養 ( 理由 )  
(2) 長期不在 ( 理由 )  
(3) その他 ( 理由 )
- 3 備 考 ( )

※長期療養、長期入院の際は、医師が記載した証明書を添付すること

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

会津若松市議会議員  
様

会津若松市議会議員  
⑥

復帰届出書

年 月 日から市議会の会議等に復帰しますので、会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第2項の規定により届け出ます。